

奈良県広域水道企業団大和高田事務所清掃業務委託 特記仕様書

記

1. 清掃対象場所

奈良県広域水道企業団大和高田事務所及び附属棟
(別紙1～6平面図の塗り箇所・敷地)

2. 清掃時間

毎日清掃の清掃作業時間は、原則として下記時間帯に行うこと。

平日の午前5時00分から午後4時00分(作業完了後は、速やかに退所すること。)

執務室内の清掃作業時間は、原則として下記時間帯に行うこと。

平日の午前5時00分から午前8時00分(作業完了後は、速やかに退所すること。)

3. 清掃作業内容

作業内容は、建築保全業務共通仕様書(第4編清掃)のとおりとするが、特に下記に意留して行い、常にサービス精神を持って作業に従事すること。

- (1) 電気及び機械設備、危険場所に立ち入るときは、必ず施設管理担当者に申し出て立会いを受けること。
- (2) ワックス掛け等繊維床の定期清掃及び窓ガラス清掃は、休日に行うこと。
- (3) 作業中に器物等を破損したとき、又は造作・家具・調度などの破損箇所を発見したときは、必ず施設管理担当者に届け出ること。
- (4) 作業に当たっては、なるべく執務者の妨げとならないよう注意すること。
- (5) その他必要な箇所は、指示する。

4. 清掃業務の報告

清掃業務終了後に、日常・定期作業実施報告書等をもって、施設管理者へ報告すること。

5. 使用資機材の報告

清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けること。

6. 検便の実施

水道法の規定により作業従事者は、年2回腸チフス・パラチフス・赤痢・O157の検査を行うこと。

なお、陽性反応が出た者については、当該作業に従事してはならない。

7. その他

使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用すること。

その他、仕様書に定めるもののほか、業務実施に関する疑義並びに細部については、双方協議の上定めるものとする。